

差し替え

**平成29年度横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会
分科会2「支援を必要とする人（社会的孤立等）に気づき、支える仕組み」
第1回 次第**

日時：平成29年6月12日（月）

13時30分から15時30分まで

場所：横浜市庁舎 7階7S会議室

- 1 **開 会** 13時30分～
健康福祉局福祉保健課長挨拶
- 2 **分科会長の任命** 13時40分～ 【資料1】
- 3 **分科会設置の主旨とスケジュールについて** 13時45分～ 【資料2・3】
- 4 **検討課題における国及び横浜市の状況** 13時55分～
(1) 国の動きについて 【資料4】
(2) 横浜市における「地域で困りごとを抱えている人」に対する支援の現状と課題
について 【資料5～8】
- 5 **意見交換** 14時30分～ 【別紙】
・「地域で困りごとを抱えている人」について
- 6 **第2回分科会2に向けて** 15時20分～
- 7 **閉 会** 15時30分

【資料】

- 資料1 横浜市地域福祉保健計画 策定・推進委員会 分科会1及び2参加者名簿
資料2 第4期 横浜市地域福祉保健計画策定にかかる分科会について
資料3 分科会2の進め方について
資料4 「地域共生社会」の実現に向けて
資料5 全国・横浜市統計データ等からみる「地域で困りごとを抱えている人」の状況について
資料6 第3期横浜市地域福祉保健計画 よこはま笑顔プラン中間評価
資料7 第3期区計画における「支援を必要とする人（社会的孤立等）に気づき、支える
仕組み」に関する課題及び取組項目等について
資料8 横浜市における相談関係機関一覧
参考資料 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会運営要綱

次回 第2回 平成29年7月24日(月)13時30分から15時30分まで 横浜市庁舎7階7S会議室
--

分科会2 「支援を必要とする人(社会的孤立等)に気づき、支える仕組み」委員名簿 資料1

(五十音順 敬称略)

	氏名	所属	分野
1	青木 伸一	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員児童委員協議会
2	内海 宏	地域計画研究所 所長	地域まちづくり関係者
3	川畑 正	横浜市原宿地域ケアプラザ(戸塚区)所長	地域ケアプラザ
4	坂田 信子	横浜市中心身障害児者を守る会連盟 事務局長	障害分野関係者
5	下嶋 邦明	市民公募委員	市民委員
6	田高 悦子	横浜市立大学大学院 医学研究科・医学部 教授	学識経験者(保健)
7	西尾 敦史	静岡福祉大学社会福祉学部 教授	学識経験者(福祉)
8	増田 英明	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	医師会
9	山田 美智子	西区地域子育て支援拠点 スマイル・ポート 施設長	子育て分野関係者
10	米岡 美智枝	西区第四地区社会福祉協議会 会長	社会福祉協議会 (地区社会福祉協議会)
11	伊藤 学	鶴見区社会福祉協議会 事務局長	<臨時委員> 社会福祉協議会 (区社会福祉協議会事務局)

オブザーバー

1	旭区生活支援課
2	西区福祉保健課
3	教育委員会事務局学校支援・地域連携課
4	健康福祉局障害福祉課
5	健康福祉局生活支援課
6	健康福祉局地域支援課
7	こども青少年局企画調整課
8	こども青少年局青少年育成課
9	市民局地域活動推進課

ゲストスピーカー

1	(調整中)
2	(調整中)
3	(調整中)
4	(調整中)

分科会1 「多様な主体の参加と連携による支えあいの地域づくり」委員名簿

(五十音順 敬称略)

	氏名	所属	分野
1	井上 彰	横浜市身体障害者団体連合会 理事	障害分野関係者
2	合田 加奈子	前 横浜市男女共同参画推進協会 理事長	社会福祉協議会 (市社会福祉協議会理事)
3	佐伯 美華	幸ヶ谷小学校 学校・地域コーディネーター	学校・地域連携関係者
4	竹谷 康生	栄区シニアクラブ連合会 顧問	高齢分野関係者
5	中野 しずよ	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま 理事長	NPO・市民活動団体等 中間支援組織
6	名和田 是彦	法政大学法学部 教授	学識経験者 (コミュニティ)
7	畑尻 明	保土ヶ谷区連合町内会長連絡会 会長	自治会町内会関係
8	福松 美代子	横浜市保健活動推進員会 港北区会長	保健活動推進員
9	森本 佳樹	立教大学 名誉教授	学識経験者(福祉)
10	江森 幸久	更生施設民衆館 館長	<臨時委員> 社会福祉法人・施設代表
11	仲丸 等	戸塚区社会福祉協議会事務局長	<臨時委員> 社会福祉協議会 (区社会福祉協議会事務局)
12	福嶺 典子	長津田地域ケアプラザ所長	<臨時委員> 地域ケアプラザ所長

オブザーバー

1	旭区福祉保健課
2	市民局市民活動支援課

ゲストスピーカー

1	(調整中)
2	(調整中)
3	(調整中)
4	(調整中)

第4期 横浜市地域福祉保健計画策定にかかる分科会について

第4期横浜市地域福祉保健計画（以下、第4期市計画）策定にあたり、特に重点的に取り組むべきテーマについて検討を行うため、分科会を2つ設置しています。両分科会は課題や検討内容の関連性も高いため、検討状況を共有しながら進めていきます。（分科会1・2イメージ図参照）

なお、分科会1の内容については、以下のとおりです。

テーマ名	分科会1 多様な主体の参加と連携による支えあいの地域づくり	
計画検討会で いただいた意見	<ul style="list-style-type: none"> ・複合的な課題を支えていくには、多様な主体のパートナーシップが必要。 ・高齢、障害、子育てなど分野をつなぐ情報共有を進めていくことが求められる。 ・市民参加は誘い方が重要。選択肢が多ければ、参加者も増えてくるのでは。 ・市民一人ひとりの参加が「健康づくり」にもつながることが見えると良い。 	
主旨	<p>地域活動団体やNPO法人、社会福祉法人、企業など多様な主体の参加と連携による「支えあいの地域づくり」を考えるとともに、取組が継続的かつ効果的に進められるよう、支援機関の役割について検討します。</p>	
各回の内容及び 日程（予定）	<p>6月15日（木）14:30～16:30 横浜市健康福祉総合センター 9階 902 会議室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市等の統計データやアンケートなど、検討実施にあたっての現状と課題について ・幅広い市民参加の実現に向けた方策、支援機関の役割について検討
	<p>8月1日（火）14:30～16:30 横浜市健康福祉総合センター 9階 904 会議室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人・施設や企業等の地域貢献、社会貢献について事例紹介 ・事例を踏まえ、生活課題・地域課題への対応に係る住民・住民組織、施設・企業等、支援機関の役割（期待）について検討
	<p>9月21日（木）14:30～16:30 横浜市健康福祉総合センター 9階 904 会議室</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活課題・地域課題への対応に係る住民・住民組織、施設・企業等、支援機関の役割（期待）について検討 ・全体のまとめ
分科会で目指す 成果物	<p>・各主体（特に社福法人や企業）による地域福祉推進の取組の現状を踏まえ、新たな役割期待や地域福祉への関わり方（市域、区域、地区域での取組）を検討し、計画に反映します。</p>	

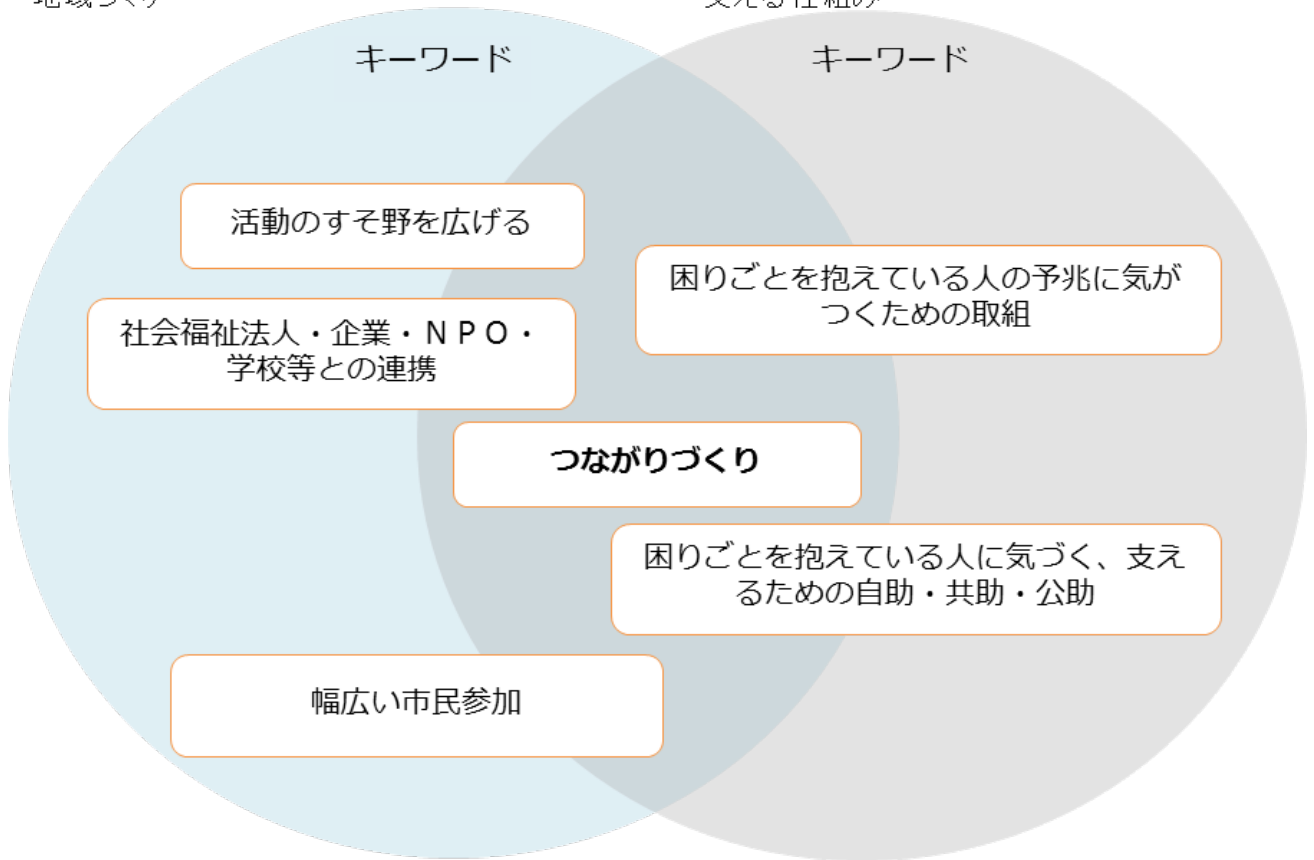
【分科会1・2イメージ図】

分科会1

多様な主体の参加と連携による支えあいの地域づくり

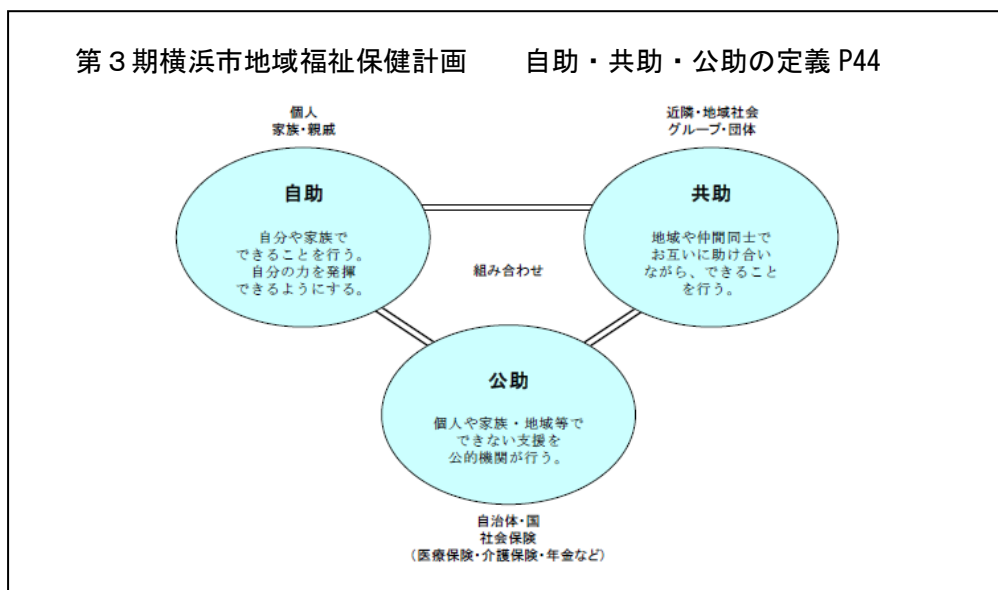
分科会2

支援を必要とする人(社会的孤立)に気づき、支える仕組み



4. 議論のポイント

(1) 「地域で困りごとを抱えている人」に気づき支えるために、自助でできること、共助でできること、公助でできることを具体的に検討していきます。



(2) 支援を必要としている状況ではないが「おかしい、気になる」と感じる「予兆」のある時期、現在「支援を必要としている」時期、支援を受けながら自立に向けて自助を高めていく時期のうち、問題が深刻化する前の「予兆」のある時期にその人を支えることは、重要な支援になります。

分科会2では、この「予兆」のある時期を中心に、「誰が」、「何を」できるか、具体的な方法を考えていきます。

フェーズ	予兆のある時期にできること	「支援を必要としている」時期にできること	支援を受けながら自立に向けて自助を高めていく時期
自助	誰が： なにを：		
共助	誰が： 何を：		
公助	誰が： 何を：		

5. 分科会2のスケジュール

第1回目 6月12日(月) 13:30~15:30

議事	内容
1 分科会長の任命	分科会長の任命
2 分科会設置の主旨とスケジュール	分科会1と2の設置目的と検討内容、全3回のスケジュールの説明
3 検討課題における国及び横浜市の状況	検討課題に関連する国や横浜市の統計資料や、支援の現状と課題について説明
4 意見交換	従来の取組では気づくことが困難な「地域で困りごとを抱えている人」とはどのような人かについて、意見交換
ゴールイメージ	
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員が、分科会2の流れを理解している。 ・「地域で困りごとを抱えている人」について、理解し同じ課題認識をしている。 	

第2回目 7月24日(月) 13:30~15:30

議事	内容
1 前回の振り返り	
2 分科会1の実施状況報告	
3 事例紹介	問題が深刻化する前に誰が何をしたのか、分かるような事例の紹介
4 意見交換	自助・共助・公助において、従来の取組では気づくことが困難な「地域で困りごとを抱えている人」に気づき、支えるための具体的な方法について検討。特に、支援を必要としている状況ではないが「おかしい、気になる」と感じる「予兆」のある時期を中心に検討。
5 その他	
ゴールイメージ	
<ul style="list-style-type: none"> ・委員が、それぞれの立場から「地域で困りごとを抱えている人」に気づき、支えるための具体的な方法について、考えることができる。 	

第3回目 9月26日(火) 13:30~15:30

議事内容	資料
1 前回の振り返り	
2 分科会1の実施状況報告	
3 意見交換	従来の取組では気づくことが困難な「地域で困りごとを抱えている人」に気づき、支えるための具体的な方法を表に落とし込み、決定
4 その他	
ゴールイメージ	
<ul style="list-style-type: none"> ・「地域で困りごとを抱えている人」に気づき、支えるための具体的な方法の表を完成している。 	

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

全国・横浜市統計データ等からみる「地域で困りごとを抱えている人」の状況について

全国・横浜市の統計データ等から「地域で困りごとを抱えている人」、「支援を必要としている人」が置かれている状況について整理した。

なお、全国のデータは、第1回地域力強化検討会（厚生労働省、平成28年10月4日開催）より、横浜市のデータは、横浜市将来人口推計、横浜市高齢者実態調査、横浜市民意識調査、横浜市統計書より引用した。

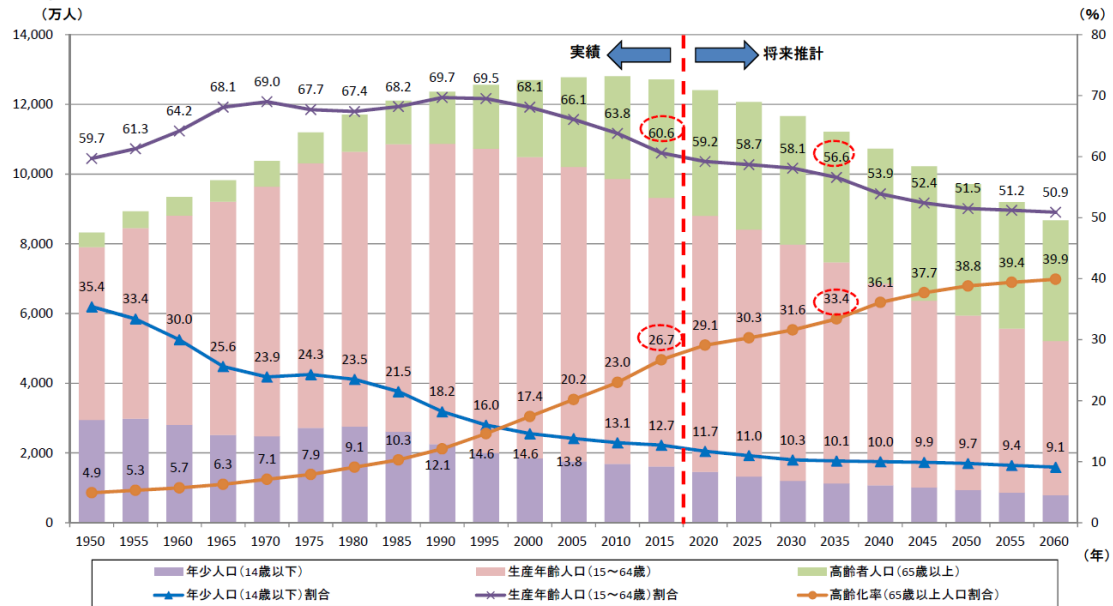
目次

1. 年齢3区分別人口及び高齢化率の推移	2ページ
2. 世帯構成	3ページ
3. 失業率と非正規雇用比率	4ページ
4. 生活困窮者自立支援制度 自立相談実績	6ページ
5. 高齢者の地域との交流	9ページ
6. 困っている人がいたら助けようと思うか	10ページ
7. ダブルケア	11ページ
8. 認知症高齢者施策から見る、支援が必要な人と支える人の状況	11ページ
9. 児童虐待相談対応件数	12ページ
10. 若者のひきこもり推計人数	13ページ
11. 障害者手帳所持者数	14ページ
12. 成年後見制度 申立件数	15ページ

1. 年齢3区分別人口及び高齢化率の推移

【全国】

○2035年には、高齢化率は26.7%から33.4%に上昇する一方、生産年齢人口は56.6%に低下すると推計されている。

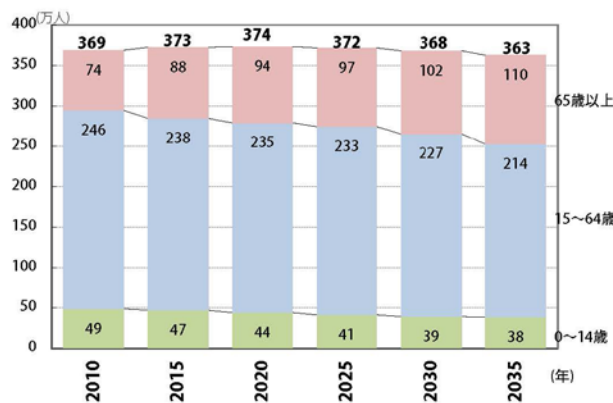


資料: 2015年以前: 総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」(年齢不詳の人口を按分して含めた)
 2020年以降: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(出生中位・死亡中位推計)
 (注) 1. 2015年は、総務省統計局「人口推計」(平成27年国勢調査人口速報集計による人口を基準とした平成27年10月1日現在確定値)
 2. 1970年までは沖縄県を含まない。

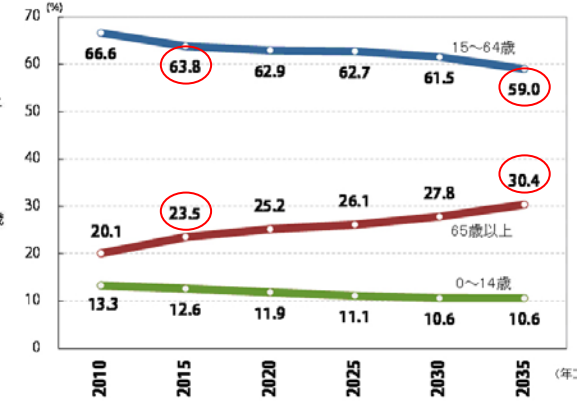
【横浜市】

○全国よりも高齢化率は低く、生産年齢人口率は高いが、2035年には、高齢化率の上昇と生産年齢人口率の低下が推計されるのは全国と同様である。

将来人口推計値 年齢3区分の人口



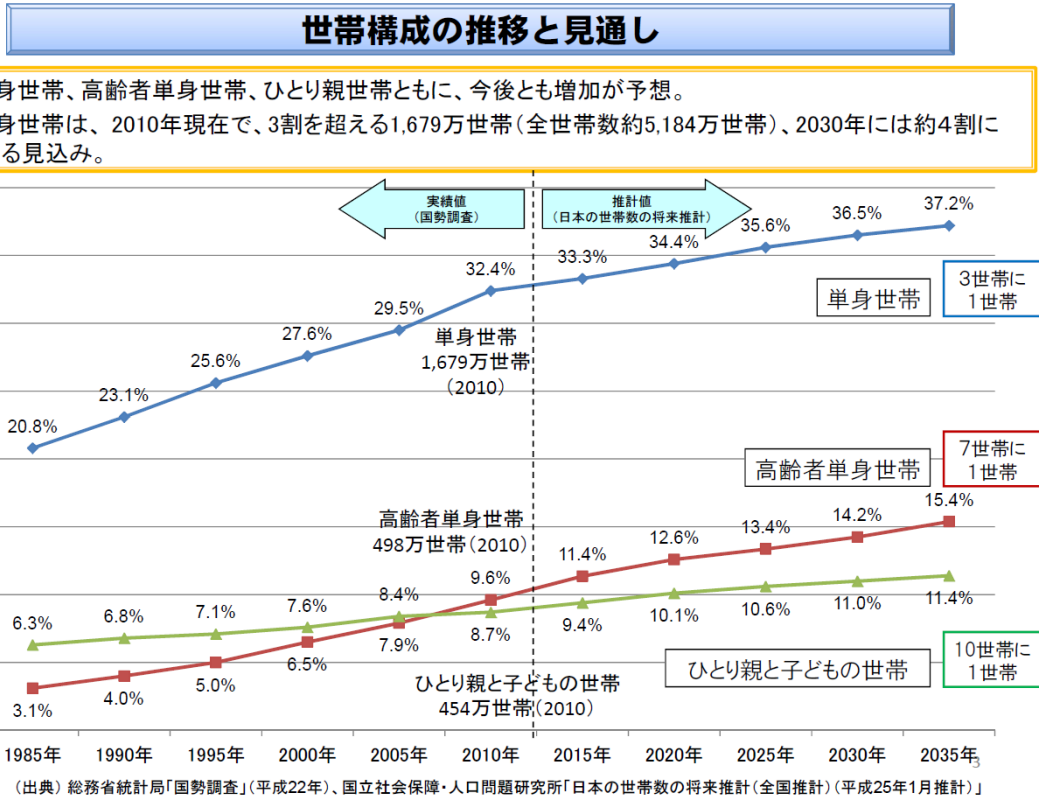
将来人口推計値 年齢3区分の割合



出典) 横浜市将来人口推計 (政策局 2010年)

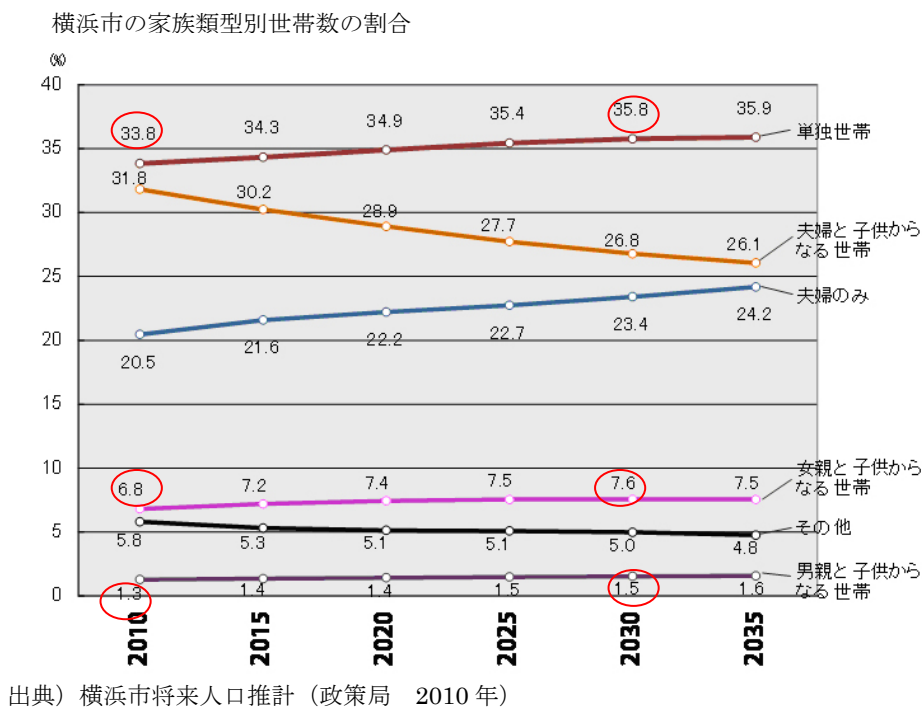
2. 世帯構成

【全国】



【横浜市】

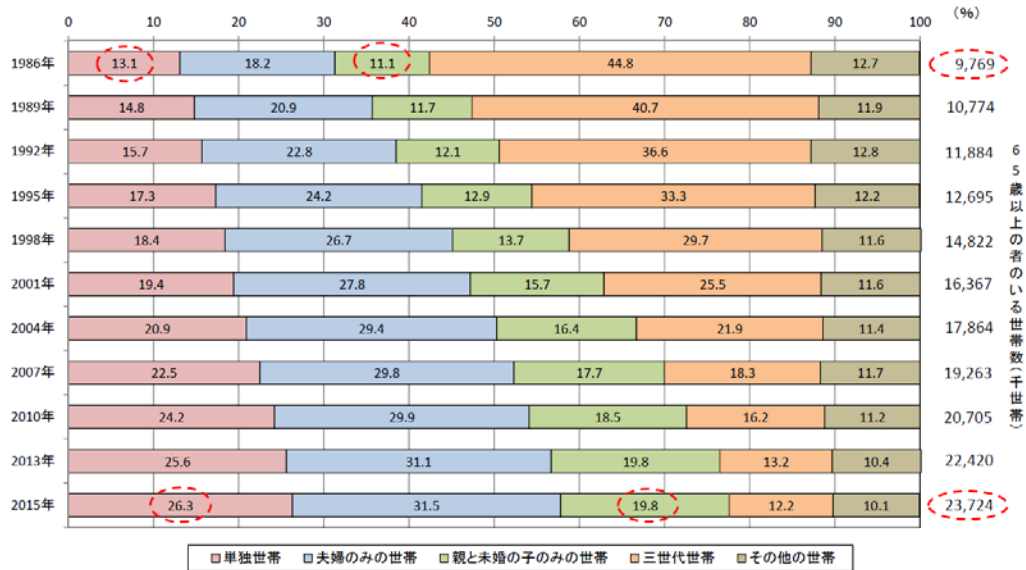
○ 単身世帯は、2010年現在 33.8%と3割を超え、2030年に35.8%、ひとり親世帯は8.1%から9.1%に増加することが予想されている。



【全国】

世帯構造別に見た65歳以上の者のいる世帯数の構成割合の推移

- 65歳以上の者のいる世帯の26.3%が単独世帯
- 親と未婚の子のみの世帯も2割近くまで増加している。

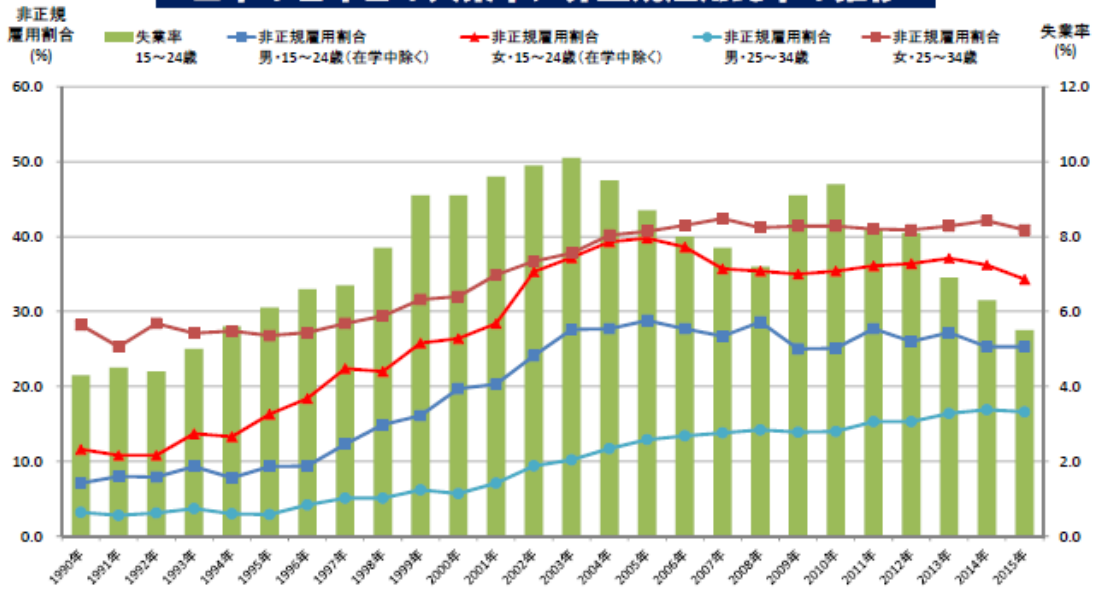


資料:厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」
 (注)1. 1995年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2. 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

3. 失業率と非正規雇用比率

【全国】

日本の若年者の失業率、非正規雇用比率の推移



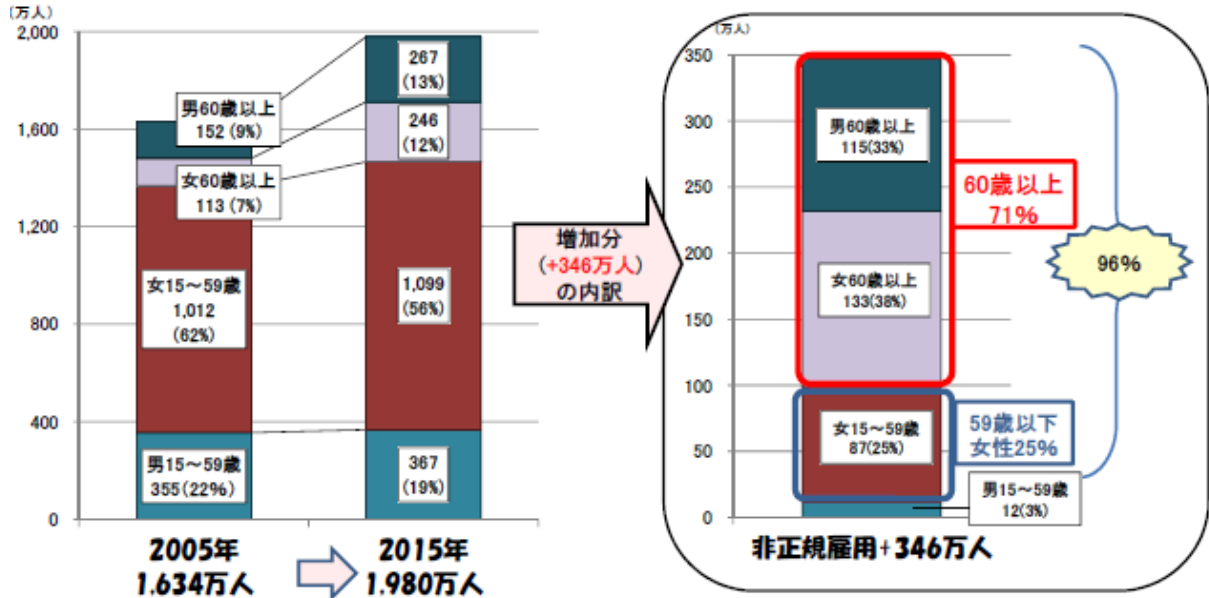
資料出所:「労働力調査特別調査(2月調査)」、「労働力調査」
 失業率:基本集計 長期時系列表3-9表
 非正規雇用割合:1990年~2001年については、詳細集計 長期時系列表9、2002年からは長期時系列表10
 ただし、1990年~2000年までの「15~24歳(在学中を除く)」については、労働力調査特別調査年報の数値から算出
 注:非正規雇用割合は、役員を除く雇用者に占める正社員以外の割合。
 2011年は東日本大震災の影響で調査不能となった分を推計した値(2010年国勢調査基準)。

【参考】「27年度 神奈川県 労働力調査結果報告」によると、神奈川県の完全失業率は、15~24歳及び25~34歳が4.9%と最も高く、次いで55~64歳が3.5%となっている。

【全国】

非正規雇用増加の要因【2005年→2015年（10年間）】

【年齢別・性別】 増加分のうち、96%は、60歳以上の男女(71%)と59歳以下の女性(25%)の非正規増



出所：総務省「労働力調査（詳細集計）」

注：1) 2005年、2015年のグラフ中に示した割合は、非正規雇用労働者全体に占める各年齢別に対する割合。

2) 増加分のグラフ中に示した割合は、非正規雇用労働者の346万人を100とした場合の各区分の増加に対する割合。

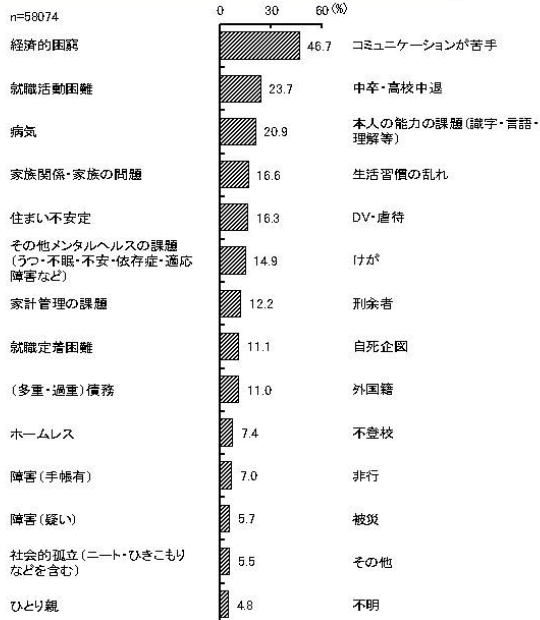
4. 生活困窮者自立支援制度 自立相談実績

【全国】

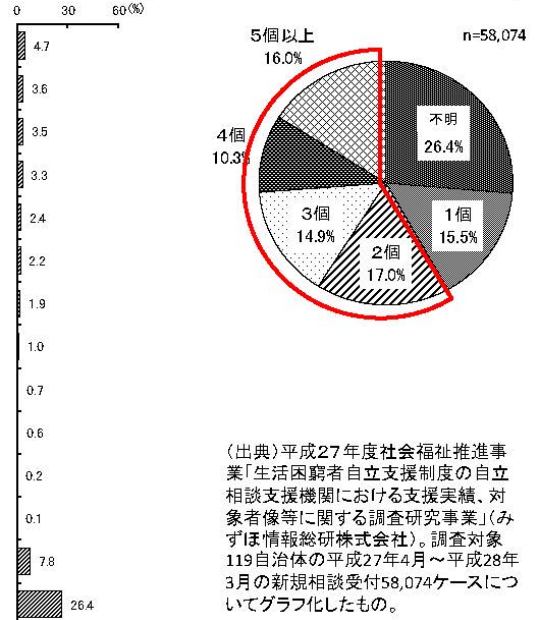
新規相談者の状況(本人の抱える課題)

○新規相談者の抱える課題は経済的困窮を始め多岐にわたっており、複数の課題を抱える者が半数を超える。

1. 新規相談者の特性(抱える課題)



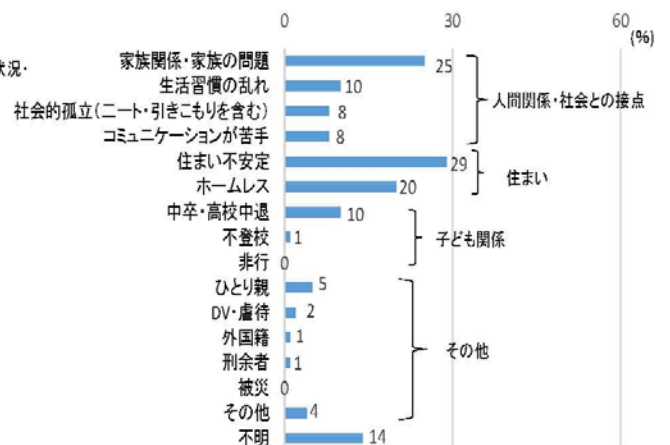
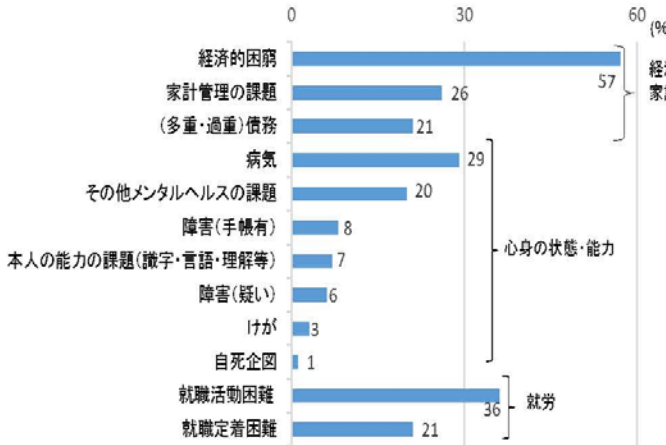
2. 左の各項目の該当個数



【横浜市】

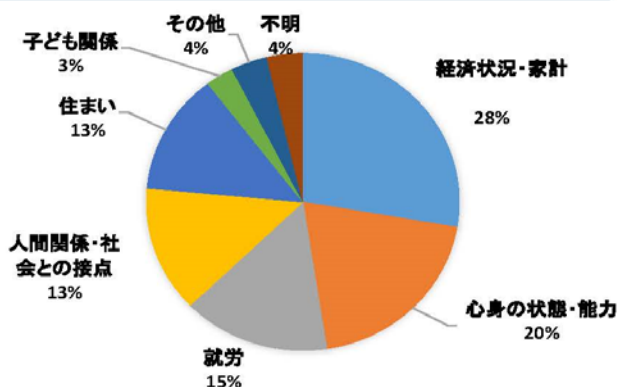
1. 横浜市における新規相談者の特性(抱える課題)

※平成28年4月～平成29年3月の支援決定・確認ケース数(初回プランのみ)1,792ケースについてグラフ化したもの



2. 横浜市における新規相談者の特性(抱える課題)の要素別構成比

※平成28年4月～平成29年4月の支援決定・確認ケース数(初回プランのみ)1,792ケースに対する回答数6,732(複数回答可)を要素別にグラフにしたもの



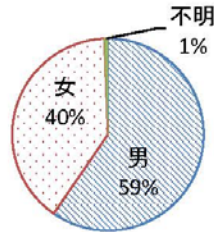
【横浜市】

生活困窮者自立支援制度実施報告（平成28年4月～平成29年3月）

1 相談者の傾向（新規相談者実人数）

(1) 性別状況

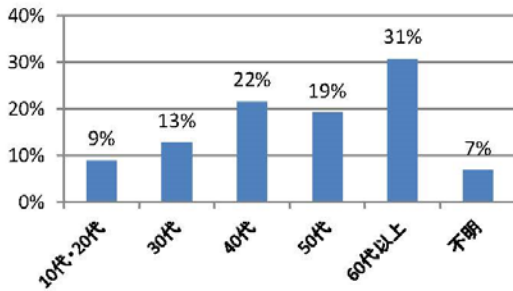
男	女	不明	合計
2,643	1,767	26	4,436



※「6割が男性」は昨年度から傾向続いている

(2) 世代別の傾向

10代・20代	30代	40代	50代	60代以上	不明	合計
397	566	958	850	1,361	304	4,436

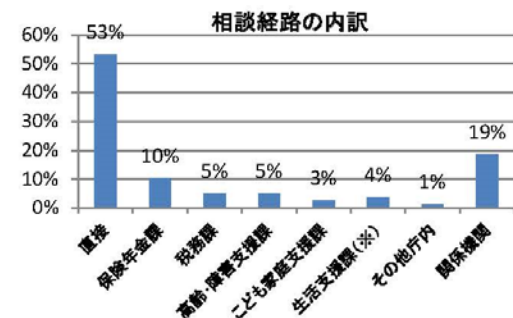


※3割が60代以上となっている。

(3) 相談経路

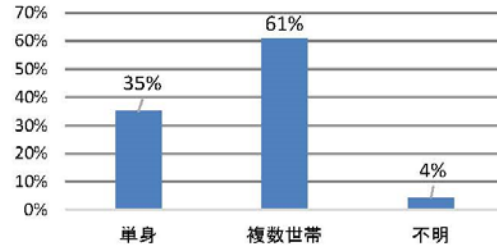
直接	保険年金課	税務課	高齢・障害支援課	子ども家庭支援課	生活支援課(※)	その他庁内	関係機関
2,366	459	220	227	115	162	62	825
53%	10%	5%	5%	3%	4%	1%	19%

(※) 生活保護廃止者



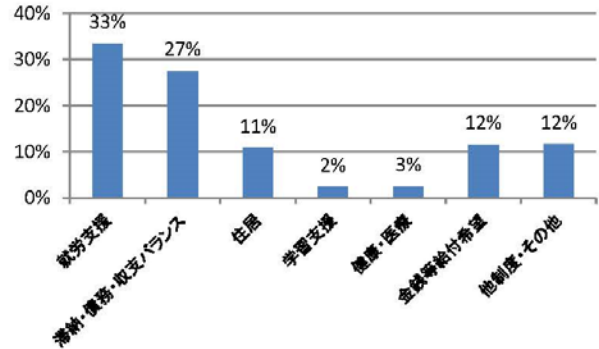
(4) 世帯状況

単身	複数世帯	【再掲】ひとり親	不明	合計
1,552	2,700	208	184	4,436

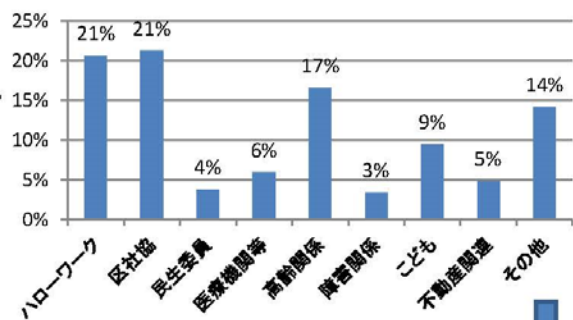


(5) 相談の主訴

就労支援	滞納・債務・収支バランス	住居	学習支援	健康・医療	金銭等給付希望	他制度・その他	合計
1,483	1,219	483	108	112	514	517	4,436



関係機関の内訳



その他の主な機関の例として、
若者サポートステーション
行政書士、保証会社、法テラス等

2 申込者の状況

(1) 申込者数(平成28年4月～平成29年3月)

利用申込	新規プラン策定
1,433	1,056

利用申込者は行政と一緒にプランを作成し、共有する。
6か月程度を目安に目標を整理し、課題を解決していく。

(2) 主な支援メニューの利用状況

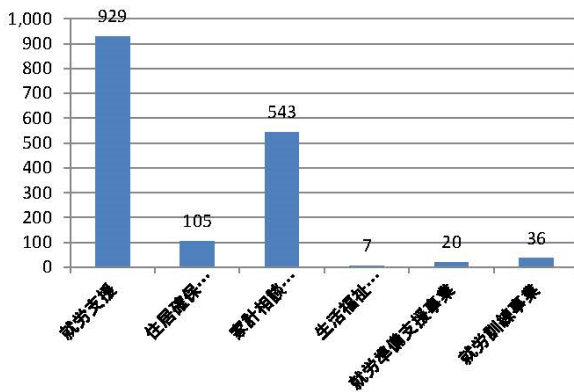
プランにより支援決定した数

※再プランを含む数で実際の利用人数ではありません

就労支援	住居確保給付金	家計相談支援	生活福祉資金	就労準備支援事業	就労訓練事業
929	105	543	7	20	36

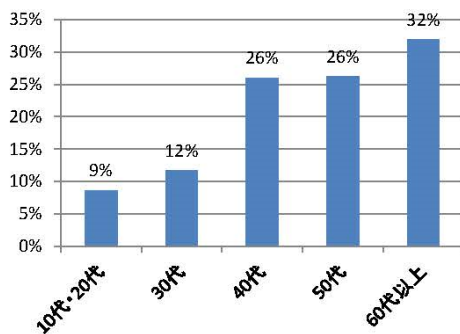
※生活保護受給者等就労自立促進事業902名

※就労者数 381名



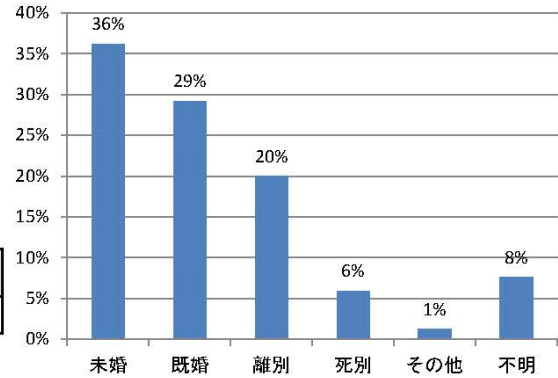
(3) 新規プラン作成者(1,056名)の年齢状況

10代・20代	30代	40代	50代	60代以上	不明
87	118	263	265	323	0



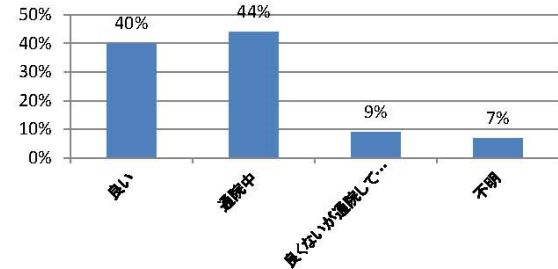
(4) 婚姻状況

未婚	既婚	離別	死別	その他	不明	合計
382	308	211	62	13	80	1,056



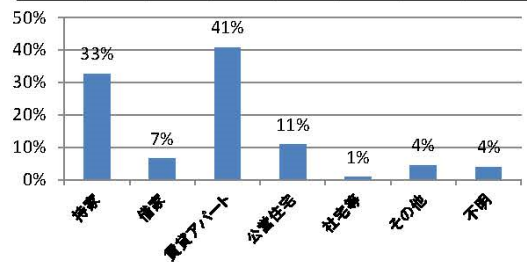
(5) 健康状態

良い	通院中	良くないが通院していない	不明	合計
423	465	95	73	1,056



(6) 住居の状況

持家	借家	賃貸アパート	公営住宅	社宅等	その他	不明	合計
345	69	431	114	9	47	41	1,056

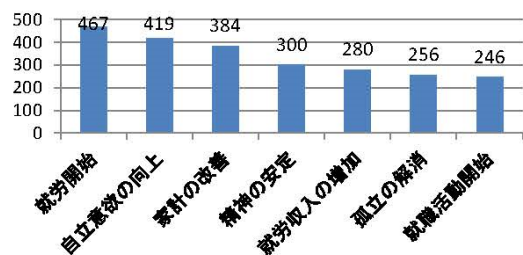


(7) 支援終了の状況

817

※支援を終結した人

(8) 支援により見られた変化【上位7つ】

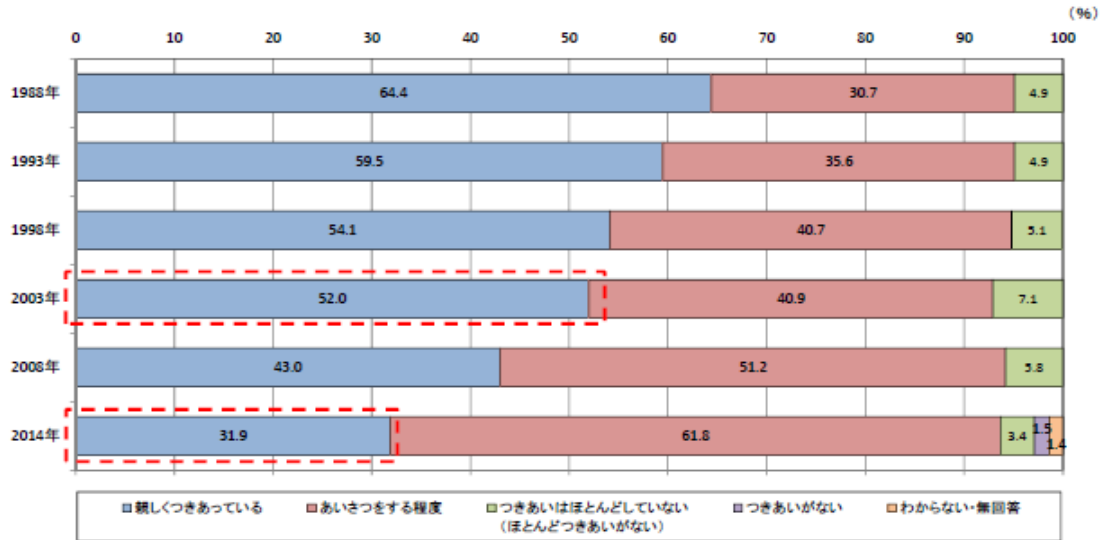


5. 高齢者の地域との交流

【全国】

高齢者の近所の人たちとの交流

○60歳以上の男女を対象にした調査では、近所の人たちと「親しくつきあっている」としている者の割合は52%から31.9%に低下

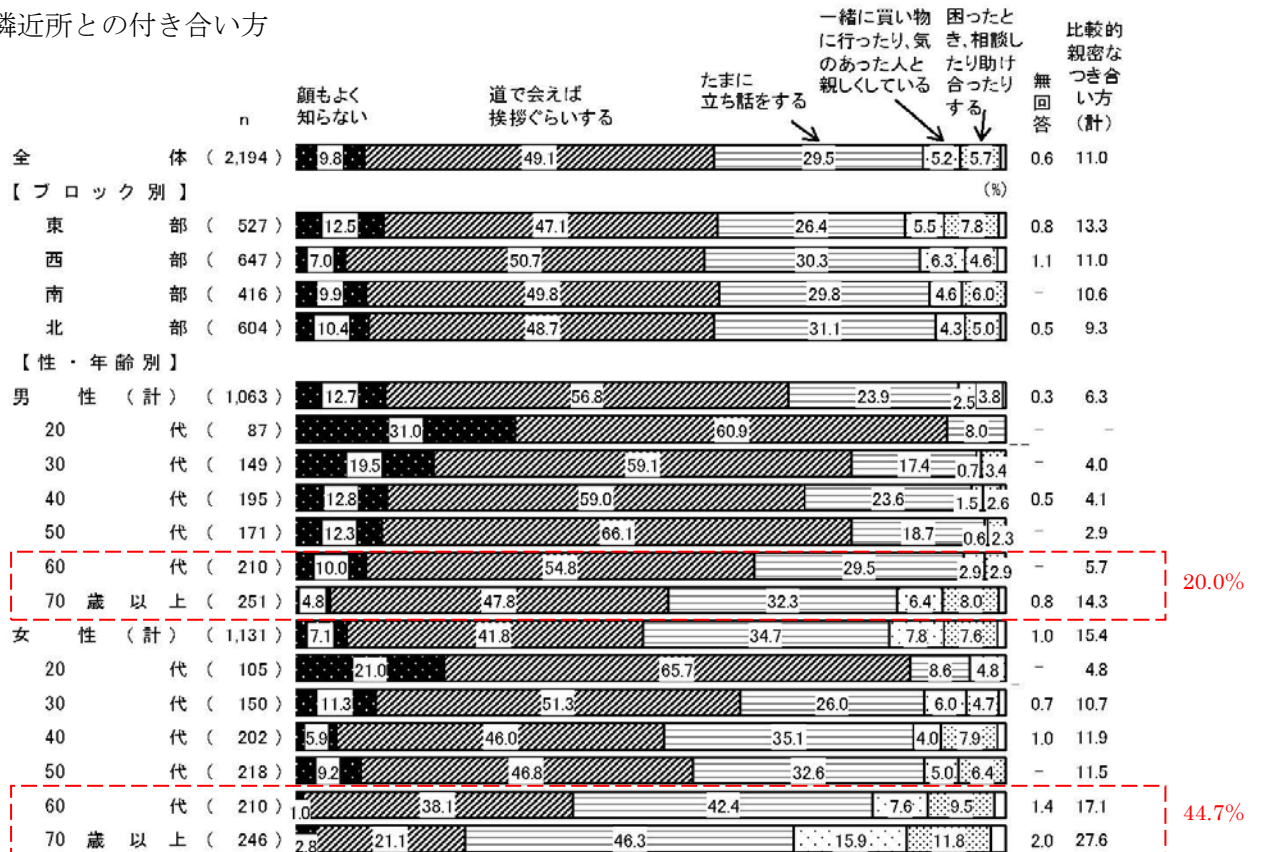


資料：2008年以前：内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」、2014年：内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」
 (注) 1. 対象は60歳以上の男女
 2. それぞれの調査における選択肢は以下のとおり。
 高齢者の地域社会への参加に関する意識調査：「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「つきあいはほとんどしていない」
 高齢者の日常生活に関する意識調査：「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「ほとんどつきあっていない」、「つきあいがいい」、「わからない」、「無回答」

【横浜市】

○性・年齢別にみると、「顔もよく知らない」は男性20代(31.0%)で3割を超えて最も多い。60歳以上男性でも、「比較的親密なつき合い方をしている人」の割合は女性より低い。

隣近所との付き合い方



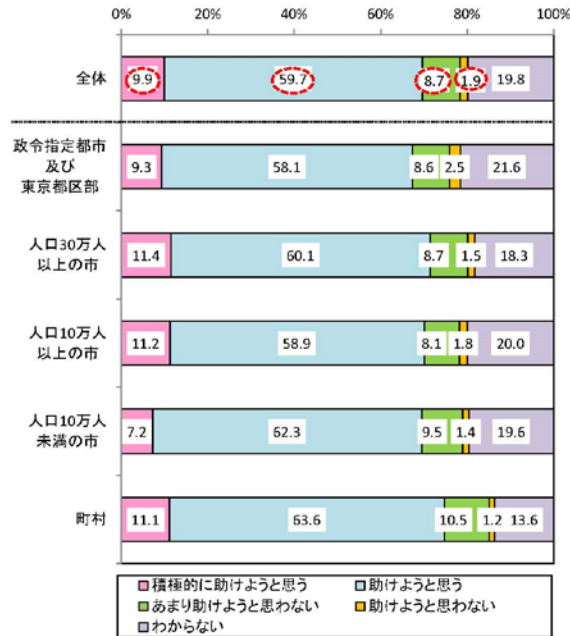
6. 困っている人がいたら助けようと思うか

【全国】

困っている人がいたら助けようと思うか

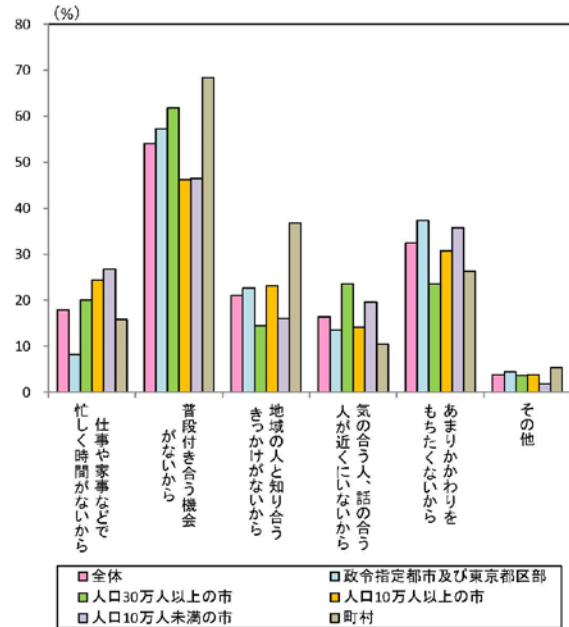
- 地域で困っている人がいたら「助けようと思う」人は69.6%
- 「助けようと思わない」理由の最も多いものは「普段つきあう機会がないから」

【設問】地域で困っている人がいたらあなたは、助けようと思いますか（ひとつだけ）。



資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託「高齢社会に関する意識調査」(2016年)

【設問】「あまり助けようと思わない」「助けようと思わない」と回答した人にその理由は何か(2つまで)。



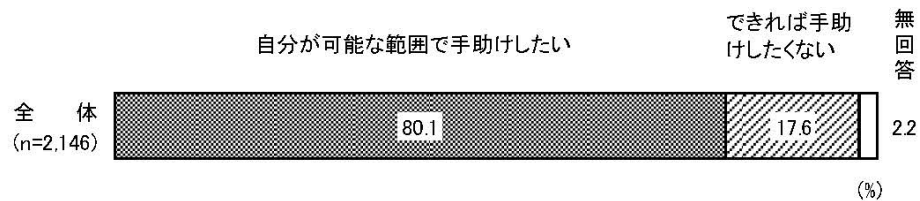
【横浜市】

地域に困っている人がいる場合、どのように思うか

「自分が可能な範囲で手助けしたい」は約8割

地域の困っている人への対応については、「自分が可能な範囲で手助けしたい」(80.1%)で約8割、「できれば手助けしたくない」(17.6%)で2割近くとなっている。

図4-4-1 地域の困っている人への対応 [全体]

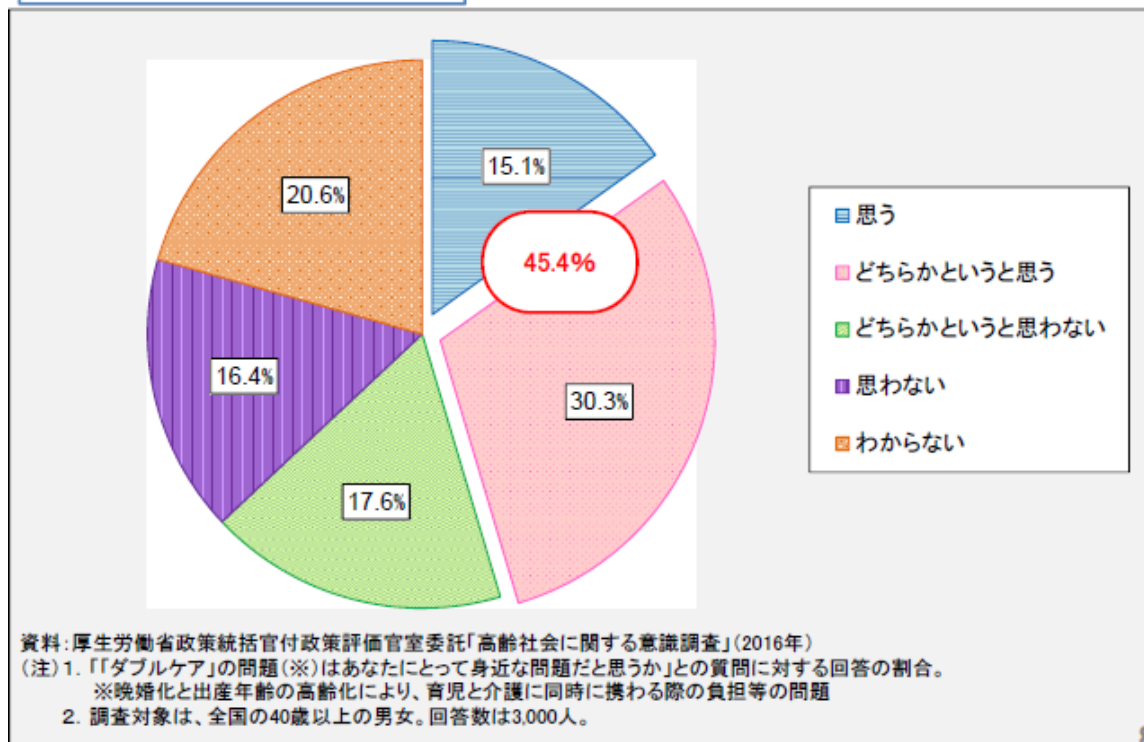


出典：平成27年度横浜市民意識調査

7. ダブルケア

【全国】

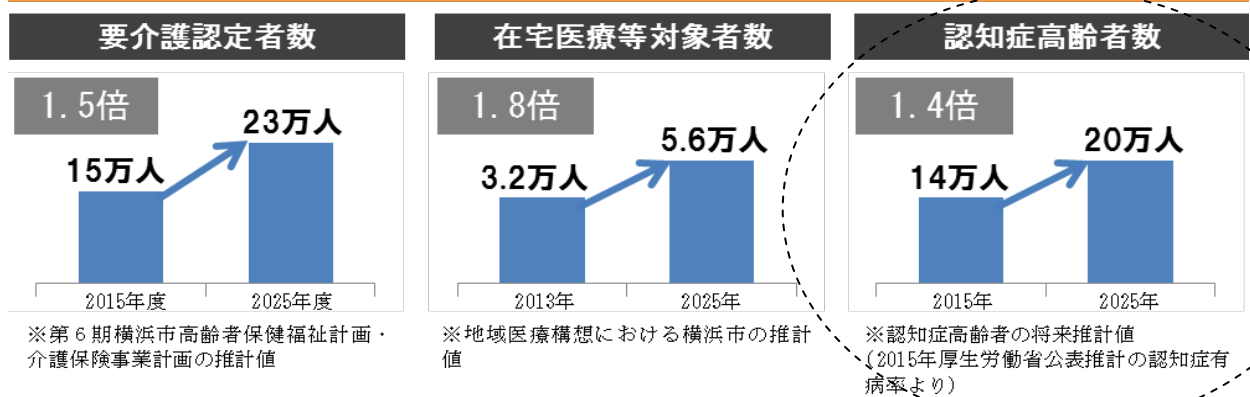
「ダブルケア」を身近な問題と思うか



8. 認知症高齢者施策から見る、支援が必要な人と支える人の状況

【横浜市】

団塊の世代が75歳以上となる2025年における横浜市の各種推計値



出典：横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針（平成29年）

認知症カフェ（認知症の人とその家族、地域住民、専門職等誰もが参加でき、集う場）の数

- ・42か所（平成28年2月現在）
- ・参加人数：10～40人

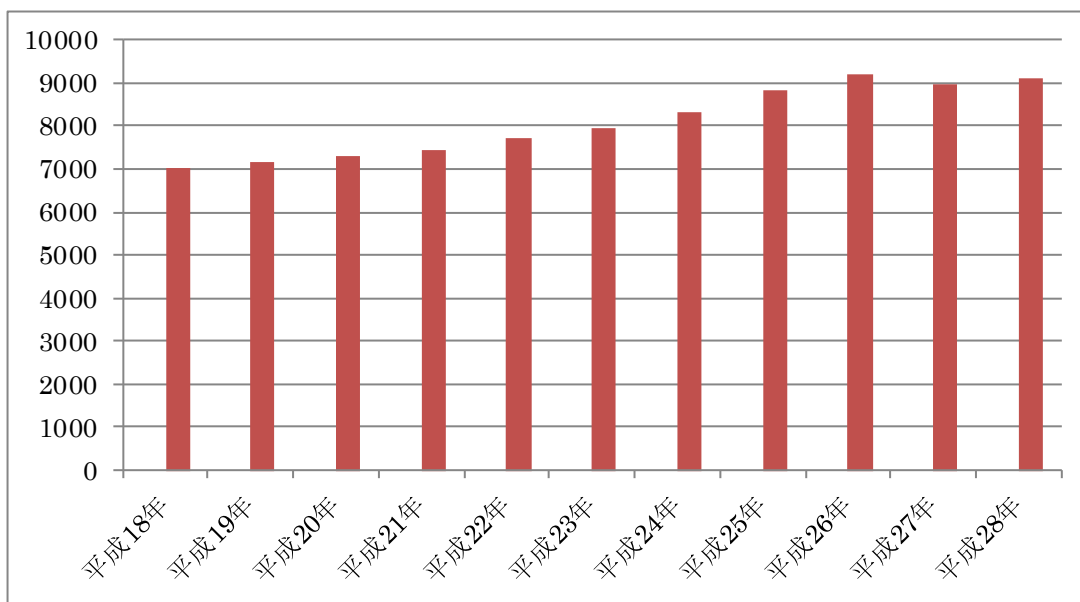
横浜市認知症サポート医：82人（平成29年5月現在）

認知症キャラバンメイト数：3023人（平成29年3月現在）

認知症サポーター数：222,300人（平成29年3月現在）

横浜市内介護保険事業所数

(居宅介護支援事業・介護予防支援事業・居宅サービス・地域密着型サービス)

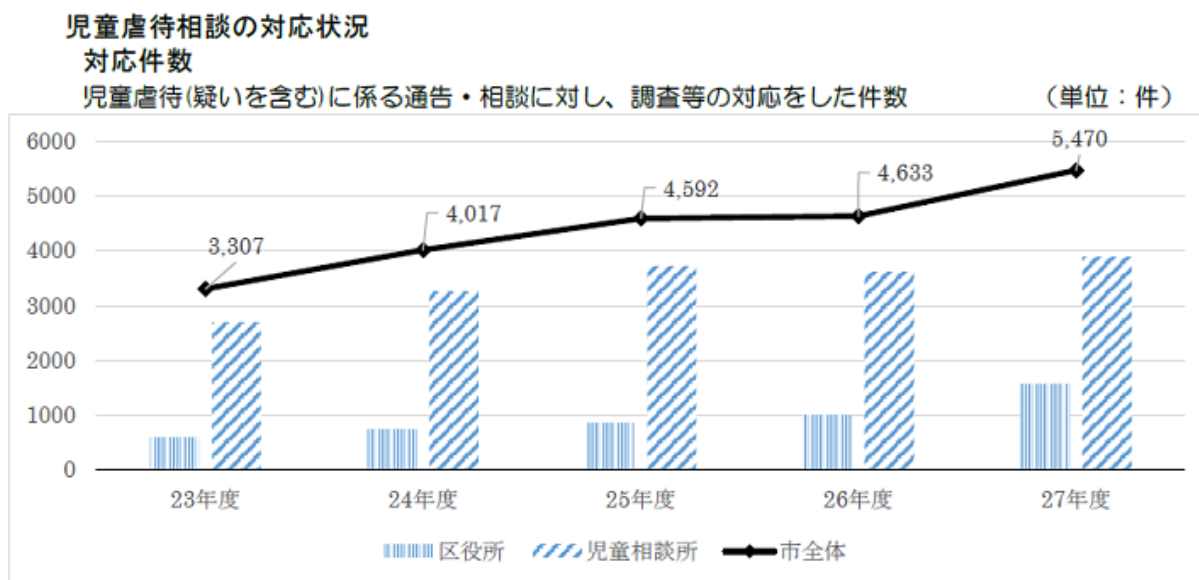


第95回横浜市統計書より作成

9. 児童虐待相談対応件数

【横浜市】

○児童虐待相談に対して、対応した件数は増加を続けている。



区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
区役所	605	752	868	1,016	1,578
児童相談所	2,702	3,265	3,724	3,617	3,892
市全体	3,307件	4,017件	4,592件	4,633件	5,470件

出典) こども青少年局こども家庭課
 こども青少年局中央児童相談所 27年度資料 (28年5月記者発表資料)

10. 若者のひきこもり推計人数

【横浜市】

本市の子ども・若者（15歳～39歳）の生活状態及び困難を抱える若者のニーズや課題を把握することを目的に実施した「横浜市子ども・若者実態調査」（平成24年度）から、以下の結果が出ている。

（1）ひきこもりの若者の推計人数

ひきこもり状態にある若者の推計人数（約 8,000 人）

定義：ほとんど家から出ない状態が、6か月以上継続し、かつ、疾病、介護、育児等をその理由としない者

ひきこもり親和群（※）の推計人数（約 52,000 人）

（※）定義：家や自室に閉じこもりたいと思うことがある等、心理的にはひきこもり群と同じ意識傾向を持っているが、ひきこもりの状態ではない者

ひきこもり状態にある人の回答傾向が一般よりも低いと推定されることを勘案すると、この数値は下限値と考えられる。

（2）相談支援機関につながらず、自らの力で困難を乗り越えた人の共通点

- ① 困難を乗り越えるにあたり、家族・友人の中に、仮に少人数であったとしても、信頼できる人がいたことが大きい。
- ② 現在は、自分が置かれている状況（自分自身の問題、家族や友人関係、学校や職場の環境など）について、客観的に振り返ることができる姿勢がある。
- ③ 何らかの困難を抱えている人にとっては、身近なところに、相談支援機関や多様な人と接する場や機会があると良い。

（3）その他 個別の意見の中で出てきたこと

- ① 子どもたちが多様な大人たちと接するためにも、独身の大人が普通に子ども達と接する機会を設けるべき。
- ② 学校の掲示板に、もっと地域の活動をPRする内容のものを掲示すべき。
- ④ 小・中・高校にも、児童・生徒が気軽に悩みを相談できる場があると良い。

出典： 横浜市子ども・若者実態調査(平成24年度)

11. 障害者手帳所持者数

【横浜市】

○各障害者手帳所持者数は増えていて、今後も所持者の割合も増えていくことが推測される。

人口と障害者手帳所持者数の比較（3月末時点、ただし、横浜市人口のみ4月1日時点。以下同様）（人）

	平成21年	22年	23年	24年	25年	26年
横浜市人口	3,659,010	3,672,985	3,686,481	3,688,624	3,693,788	3,702,093
身体障害者	89,607	90,322	91,605	94,291	96,114	98,706
知的障害者	18,674	19,751	20,807	21,864	23,005	24,171
精神障害者	17,304	19,152	20,912	22,785	24,538	26,475
手帳所持者全体	125,585	129,225	133,324	138,940	143,657	149,352
横浜市人口における 障害者手帳所持者数割合	3.43 %	3.52 %	3.62 %	3.77 %	3.89 %	4.03 %

人口と障害者手帳所持者数の増加数の比較（人）

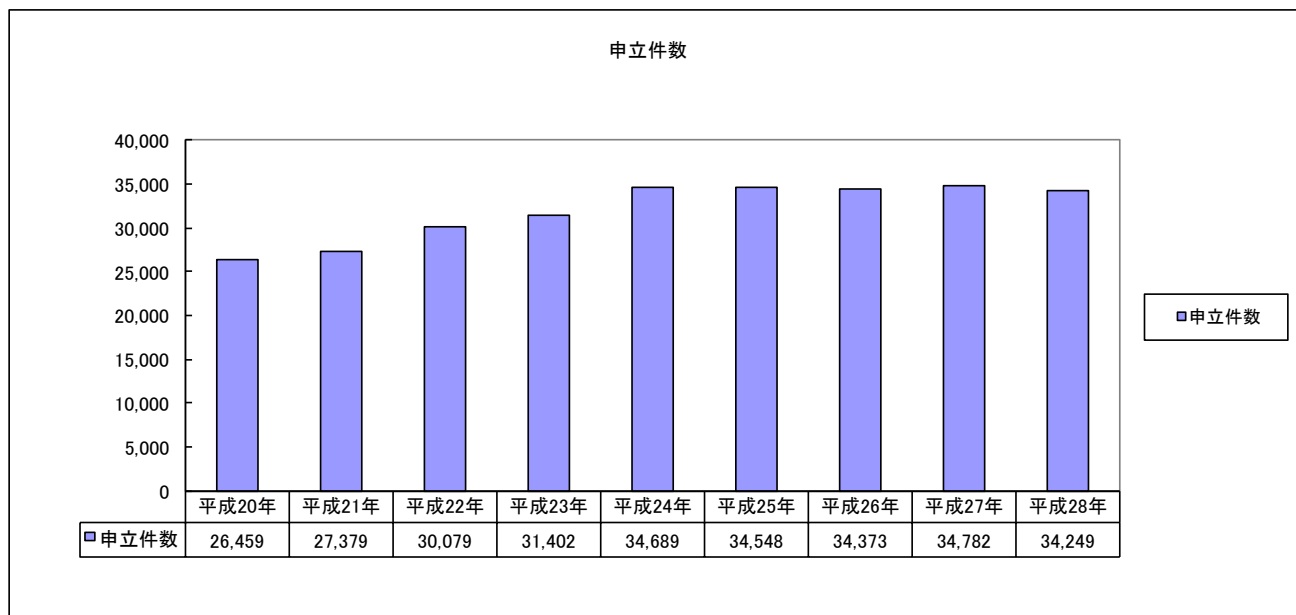
	平成21～22年	22～23年	23～24年	24～25年	25～26年
横浜市人口増加数	13,975	13,496	2,143	5,164	8,305
（増加率）	（0.38%）	（0.37%）	（0.06%）	（0.14%）	（0.22%）
手帳所持者の増加数	3,640	4,099	5,616	4,717	5,695
（増加率）	（2.90 %）	（3.17 %）	（4.21 %）	（3.39 %）	（3.96 %）

出典：第3期障害者プラン

12. 成年後見制度 申立件数

【全国】

平成 24 年度までは増加傾向であったが、以降はほぼ同じ申立て件数となっている。



(出典：最高裁判所成年後見関係事件の概況)

【横浜市】

横浜家庭裁判所 本庁※の申立て件数

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
申立件数	-	1,436 件	1,439 件

※横浜市全区、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、高座郡が管轄

横浜市における区長申立件数

	高齢	知的	精神	合計
23年度	150	15	4	169
24年度	186	17	9	212
25年度	213	17	13	243
26年度	229	13	12	254
27年度	236	20	9	265

全体の申立件数については、全国でも横浜家庭裁判所でも横ばいであるが、市長申立て件数については、増加傾向となっています。

第3期横浜市地域福祉保健計画 よこはま笑顔プラン（期間：平成26年度～30年度）中間評価

資料6

手順3

中間評価

総合目標	人と人とのつながりを地域資源の一つとして 積み重ねていく意義の浸透	自助・共助・公助の組み合わせによる 誰もが健やかで安心して生活できる地域づくり	幅広い市民参加を重視した地域社会全体の活力向上
総合目標に 近づいた点	○地域の中でつながりを持つことの重要性を理解する人が増えている	○自助・共助・公助を組み合わせた仕組みが増えている ○心配事や、困ったときに相談する相手・機関を知っている。 ○支援が必要な人の課題を地域課題として捉え、解決に向けて取り組む活動が増えている ○地域の生活課題の解決に役立つ共助の取組が増えている	○地域への愛着を育てることを目指した取組が増えている ○自分の得意なことや地域のために活動できる機会が増えている ○参加する人の達成感を重視した地域福祉保健活動が増えている ○多世代の人が参加し、継続性を重視した地域福祉保健活動が増えている
取組の 成果	<p>福祉保健分野以外の主体とも連携し、地域住民向けの様々な取組で「つながり」「地域づくり」の重要性について周知し、理解が進み、多様な人々や多世代が交流できる場が増えつつあります。</p> <p>第3期区計画、地区別計画等の推進を通じて地域特性に合わせた住民主体の取組が始まっており、それらの活動が地域交流・つながりづくりの場として機能し始めています。</p> <p>一人暮らし高齢者をはじめとした要援護者の見守りや災害時の支援活動が住民主体で広がりを見せています。</p>	<p>健康寿命の延伸に向け、住民が身近な地域で主体的に健康づくりや介護予防に取り組める環境がつくられてきています。</p> <p><u>地域主体、行政主体の見守り活動だけでなく地域、事業者、行政が連携し様々な活動が行われており、重層的な助け合いの体制づくりが進められています。</u></p> <p>地区別計画の推進組織で実施する会議等の開催を通じて、地域住民・事業者・関係機関等が連携し区域のみならず、より小さなエリアでの地域課題に取り組む具体的な活動が多様に積み重ねられています。</p>	<p>従来の福祉教育に加え、施設や企業等への取組等により多世代で地域福祉に関わることで、地域への関心を高める取組が進められています。</p> <p>地区別計画が地域で定着し、各地区では住民主体で懇談会やアンケートを実施するなど、住民が地域での福祉保健活動に参加する機会が増えています。</p> <p>小中高校での地域理解・つながりづくりに関する福祉教育の取組が進み、地域の若い世代が行事やボランティア活動等に参加する機会が増えてきています。</p>
今 引後 （次 が期 れる 画 課 題） へと	<p>従来の地域活動に参加している対象だけでなく、住民相互のつながりを活かして、あらゆる世代・市民・主体の間で地域福祉に対する理解が進むよう、様々な事業や取り組みを通じて働きかけていく必要があります。</p> <p>地域支援体制の充実にはさらなる人材の育成が必要です。市民・団体が各自の活動や交流を通じて地域福祉保健に関心を持ち、地域の中で互いにつながる機会をつくれるよう支援し、また、その必要性について伝えていくことも重要です。</p>	<p>さらに市民一人ひとりが健康づくりや介護予防に積極的に取り組み、社会参加等を通じて、つながりや健康を維持していけるよう、地域ぐるみの働きかけが必要です。</p> <p>地域の中で支え合う取組を一層推進・充実していくために、地域の主体的な各取組・分野をつなぐ横断的な仕組みづくりを推進する必要があります。</p> <p><u>社会的孤立や生活困窮など、従来の取組では把握することが困難な対象者層に気づき、地域で日常的に見守り、支援につなげられる、連動した仕組みづくりの一層の検討が必要です。</u></p> <p><u>見守り活動により把握された、支援が必要な人を的確に支援につなげるため、行政や地域での活動が幅広い市民に伝わるような様々な媒体による発信が必要です。</u></p>	<p>地縁組織の主体的な取組に加え、地域と社会福祉施設・企業・NPO等との協働により、市民参加の幅を広げ、新たな担い手の開発・拡充を進めていく必要があります。</p> <p>地域活動の担い手となりうる、高齢者の意欲と能力が発揮されるような仕組みや場づくりを一層進めていく必要があります。</p> <p>既存の取組やコミュニティに関心が低い人々でも参加しやすい機会を作り、地域福祉保健活動に参加する仕組みや体制づくりを進めていく必要があります。</p>
達成 状況	<p>効果が表れている</p> <p>更に力を入れて 推進する必要がある</p> <p>取組内容や目標を見直す必要がある</p>	<p>効果が表れている</p> <p>更に力を入れて 推進する必要がある</p> <p>取組内容や目標を見直す必要がある</p>	<p>効果が表れている</p> <p>更に力を入れて 推進する必要がある</p> <p>取組内容や目標を見直す必要がある</p>

第3期区計画における「支援を必要とする人（社会的孤立等）に気づき、支える仕組み」に関する課題及び取組項目等について

1 区ヒアリング結果

第4期市計画策定準備のために、18区役所及び区社協に計画に関するヒアリングを実施しました。（平成28年度第1回策定・推進委員会で報告済）

ヒアリング結果より、「支援を必要とする人（社会的孤立等）に気づき、支える仕組み」について抜粋したものが、以下になります。

- ・地域で気になる人がいても、関わりを拒否されるとそこで動きが止まってしまう場合がある。相談窓口や区役所等の役割を認識してもらえよう意識啓発が必要ではないか。
- ・見守りが必要な人は、自分で発信できない、必要がないと自分では思っている人が多いため、さりげなく見守ることが難しい。
- ・活動者側だけでなく、支援が必要・必要になりそうな人への対応をどう考えていくかが課題。
- ・防犯・防災と絡めて考えている地区も多いので、その視点も大事に仕掛けていくことが必要。
- ・障害は地域とのつながりが薄く、社会資源を使うことに慣れていない。障害と高齢の相互のつなぎ役を担っていくことも大切。
- ・もともとつながりを持ちたくない人への支援をどうしていくか。従来のアプローチ方法からの転換が必要。

→各区においても、市と同様の課題認識をしていると考えられます。

2 第3期区計画内の記載における取組状況

第3期区計画において各区が、「支援を必要とする人（社会的孤立等）に気づき、支える仕組み」に関する取組内容をまとめたものが、以下になります。

<自助に関する項目>

- ・支援が必要な当事者に対して自ら発信することの重要性について啓発を行います。
- ・まわりの人に「助けて」と言える”助けられ上手”を増やします。

<共助に関する項目>

- ・地域の中で孤立している人や災害時に支援が必要な人の困り事を早期にキャッチし、必要な支援につなげることができるよう、プライバシーに配慮した住民同士の日頃からの見守り体制を強化します。
- ・生活困窮者の発見の視点を持ちつつ、地域活動の実施や企画を行います。

<公助に関する項目>

- ・周囲からはわかりにくい課題や困難を抱えた若者等をテーマにした、地域での研修会、啓発講演会の開催と、その場における情報提供を行います。
- ・経済困窮等、生活していくことが困難になっている人に、継続的な生活の安定、自立を目指した支援を行います。

横浜市における相談関係機関一覧

横浜市内における主な相談機関について、以下のように整理をしました。(「横浜市暮らしのガイド」「ハートページ」「障害福祉のあんない」等から抜粋)

	高齢	障害	子ども	その他
市域	<ul style="list-style-type: none"> ・よこはま認知症コールセンター ・横浜市認知症疾患医療センター ・高齢者施設・住まいの相談センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害虐待通報・届出窓口 ・障害者更生相談所 ・横浜市総合リハビリテーションセンター ・障害者ピア相談センター ・横浜市こころの健康相談センター ・家族会相談事業 ・横浜市発達障害者支援センター ・障害者支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所(市内4か所) ・青少年相談センター ・地域ユースプラザ(市内4か所) ・よこはま子ども虐待ホットライン ・電話児童相談室 ・子どもの人権110番 ・ひとり親サポートよこはま電話相談 ・横浜子育てパートナー ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜いのちの電話 ・自死遺族ホットライン ・横浜市福祉調整委員会
横浜市役所/市社会福祉協議会				
区域	<ul style="list-style-type: none"> ・もの忘れ相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター ・精神障害者生活支援センター ・横浜市障害者後見的支援運営法人 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点 ・教育相談 	
区役所(福祉保健センター)/区社会福祉協議会				
日常生活圏域	地域ケアプラザ(地域包括支援センター)			

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会運営要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日 健福第 1765 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、横浜市の地域福祉保健推進に関する事項を総合的に定める横浜市地域福祉保健計画（以下「計画」という。）を策定すること及び策定後の計画の推進状況を評価することを目的とした横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 計画の評価に関すること。
- (4) その他計画の策定・推進・評価に必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市民
- (2) 福祉保健活動を行う者
- (3) 社会福祉事業を経営する者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 前項に掲げる委員の他、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 第 1 項(1)の市民委員については、別に定めるところにより公募する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬）

第 5 条 委員は、別に定めるところにより報酬を受けるものとする。

（委員長）

第 6 条 委員会に委員長 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長がこれを召集する。

2 委員会の議長は、委員長が務める。

3 委員会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項においても同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(分科会)

第8条 第2条に掲げる担当事務の事前の調査及び検討を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会は、委員長が指名する委員若干人及び臨時委員をもって組織する。

3 分科会に分科会長一人を置き、分科会の委員及び臨時委員をもって組織する。

4 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

5 第7条の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、同条中の「委員長」とあるのは「分科会長」と、「委員」とあるのは「分科会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「分科会の臨時委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 委員長又は分科会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議（分科会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第11条 委員会及び分科会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課が処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条第1項の規定に関わらず、この要綱施行後、最初の委員会の招集は市長が行う。

3 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、平成26年3月31日までとする。

(第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会設置要綱の廃止)

4 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会設置要綱（平成20年2月4日制定）は、廃止する。

(第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会運営要領の廃止)

5 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会運営要領（平成20年2月4日制定）は、廃止する。